

鳥取縣公報

鳥取縣告示

鳥取縣告示第三四四號

漁業法（昭和二十四年、法律第二百六十七號）第十一條第四項の規定により海面における漁場ごとの、漁業権の免許の内容となる事項、申請期間及び関係地區を次の通り定める

昭和二十六年八月二日

鳥取縣知事 西尾愛治

一、漁場毎の漁業権の免許の内容となる事項及び関係地區

その一

(一) 漁業権の種類 共同漁業権

(二) 漁業権の番號 海共第一號

昭和二十六年八月二日
号 外

木曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五列

曰漁場の位置及び區域

漁場の位置

鳥取縣岩美郡東村地先

点の位置

基点甲 鳥取縣兵庫縣界

基点乙 東村、浦富町界

イ 甲より三百三十七度三十分二千メートルの處
ルの處
ロ 乙より三百三十度二千メートルの處

漁場區域

甲、イ、ロ、乙と結んだ線と、最大高潮時海岸線とによつて圍まれた區域

四漁業の種類 漁獲物の種類及び漁業の時期

鳥取縣公報 毎週曜日発行(休日ニ當ル) 火金曜日(時ハ翌日)

昭和二十六年八月二日 外

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

漁業の種類	漁獲物の種類	漁業の時期
第一種		
わかめ漁業	わかめ	十二月三十一日から
いわのり漁業	いわのり	十一月一日から 十二月三十一日まで
あわび漁業	あわび	十一月一日から 十二月三十一日まで
さいえ漁業	さいえ	十一月一日から 十二月三十一日まで
はまぐり漁業	はまぐり	十一月一日から 十二月三十一日まで
あさり漁業	あさり	十一月一日から 十二月三十一日まで
かき漁業	かき	十一月一日から 十二月三十一日まで
しがし漁業	しがし	十一月一日から 十二月三十一日まで
ばい漁業	ばい	十一月一日から 十二月三十一日まで
第二種		
いかに定置網漁業	いかに、とびうお	五月三十一日から 八月三十一日まで
第三種		
いわし地曳網漁業	いわし、あじ、はまち、さば	十一月一日から 十二月三十一日まで
田条件制限	なし	
内閣係地区	鳥取縣岩美郡東村	
その二		
漁業権の種類	共同漁業権	
漁業権の番號	海共第一號	
漁場の位置及び區域	鳥取縣岩美郡浦富町及び田後村地先	
点の位置		
基点甲	東村、浦富町界	
基点乙	田後村、網代村界	
イ	甲より三百三十度二千メートルの處	
ロ	乙より三百十五度二千メートルの處	

漁場區域	甲、イ、ロ、乙を結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて圍まれた區域
四漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期	
漁業の種類	漁獲物の種類
漁業の時期	漁業の時期
第一種	
わかめ漁業	わかめ
てんぐさ漁業	てんぐさ
いわのり漁業	いわのり
えごのり漁業	えごのり
えむし漁業	えむし
もづく漁業	もづく
あわび漁業	あわび
さいえ漁業	さいえ
第二種	
磯刺網漁業	めばる
いかに定置網漁業	いかに、かますとびうお
いかに曳網漁業	こういかに
第三種	
はまぐり漁業	はまぐり
あさり漁業	あさり
しがし漁業	しがし
ばい漁業	ばい
かき漁業	かき
たこ漁業	たこ
なまこ漁業	なまこ
第三種	
いかに定置網漁業	いかに、かますとびうお
いかに曳網漁業	こういかに

いwash地 曳網漁業	いwash、あじ、 さば、はまち、 いかなご、かます	十一月一日から 十二月三十一日まで
いwashし船 曳網漁業	いwash、あじ	十一月一日から 十二月三十一日まで
たい船曳か つら網漁業	たい	四月一日から 七月三十一日まで
つきいそ漁 業	たい、かわはぎ ひらめ、はまち	十一月一日から 十二月三十一日まで
田条件制限	なし	
内関係地区	鳥取縣岩美郡浦富町及び田後村	
その三		
(一)漁業権の種類	共同漁業権	
(二)漁業権の番號	海共第三號	
(三)漁場の位置及び區域	漁場の位置 鳥取縣岩美郡網代村及び大岩村地先	
点の位置	基点甲 田後村、網代村界 基点乙 大岩村、福部村界	

イ 甲より三百十五度二千メートルの處		
ロ 乙より三百十五度二千メートルの處		
漁場區域 甲、イ、ロ、乙を結んだ線と最大高潮 時海岸線とによつて圍まれた區域		
四漁業権の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期		
漁業の種類	漁獲物の種類 漁業の時期	
第一種		
わかめ漁業	わかめ	十一月三十一日から
てんぐさ漁業	てんぐさ	十一月一日から 十二月三十一日まで
いわのり漁業	いわのり	十一月一日から 十二月三十一日まで
もづく漁業	もづく	十一月一日から 十二月三十一日まで
あわび漁業	あわび	十一月三十一日から
さどえ漁業	さどえ	十一月一日から 十二月二十日まで
かき漁業	かき	十一月一日から 十二月二十日まで

うがし漁業	うがし	十一月一日から 十二月三十日まで
はまぐり漁業	はまぐり	十一月一日から 十二月三十一日まで
あさり漁業	あさり	十一月一日から 十二月三十一日まで
ばい漁業		
なまこ漁業	なまこ	十一月一日から 十二月三十一日まで
第二種		
いか定置 網漁業	いか、かます、 とびうお	五月一日から 十二月三十一日まで
磯刺網漁業	めばる	十一月一日から 十二月三十一日まで
第三種		
いwashし地 びき網漁業	いwashし、かます いかなご、はまち あぢ、さば	十一月一日から 十二月三十一日まで
いwashし船 びき網漁業	いwashし、あじ	五月一日から 十二月三十一日まで
たい船びき つら網漁業	たい、いさき	四月一日から 七月三十一日まで

つきいそ漁業	たい、 きんときだし	四月一日から 七月三十一日まで
田条件制限	なし	
内関係地区	鳥取縣岩美郡網代村及び大岩村	
その四		
(一)漁業権の種類	共同漁業権	
(二)漁業権の番號	海共第四號	
(三)漁場の位置及び區域	漁場の位置 鳥取縣岩美郡福部村地先	
点の位置	基点甲 大岩村福部村界 基点乙 福部村鳥取市界	
漁場區域	イ、甲より三百十五度二千メートルの處 ロ 乙より三百三十度二千メートルの處	
四漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期	甲、イ、ロ、を結んだ線と最大高潮 時海岸線とによつて圍まれた區域	

漁業の種類

漁獲物の種類

漁業の時期

第一種

わかめ漁業	わかめ	十一月一日から 十二月三十一日まで
てんぐさ漁業	てんぐさ	十一月一日から 十二月三十一日まで
いわのり漁業	いわのり	十一月一日から 十二月三十一日まで
あわび漁業	あわび	十一月一日から 十二月三十一日まで
さざえ漁業	さざえ	十一月一日から 十二月三十一日まで
はまぐり漁業	はまぐり	十一月一日から 十二月三十一日まで
あさり漁業	あさり	十一月一日から 十二月三十一日まで
ばら漁業	ばら	十一月一日から 十二月三十一日まで
しがし漁業	しがし	十一月一日から 十二月三十一日まで
かき漁業	かき	十一月一日から 十二月三十一日まで

たこ漁業

たこ

十一月一日から
十二月三十一日まで

第二種

磯刺網漁業

かに、かれい

十一月一日から
十二月三十一日まで

いか巢漬網漁業

こういか

六月三十日から
三月一日まで

いか定置網漁業

いか、いまず
とびうお

八月三十一日まで
五月一日から

第三種

いわし地びき網漁業

いわし あじ

十一月一日から
十二月三十一日まで

たい船びきかた網漁業

たい

五月一日から
十月三十一日まで

つきいそ漁業

たいかわはぎ
きんときだい
(方言へいけだす)

七月三十一日まで
四月一日から

田条件制限

なし

内閣係地区

鳥取縣岩美郡福部村

その五

(一)漁業権の種類

共同漁業権

(一)漁業権の番號

海共第五號

(二)漁場の位置及び區域

漁場の位置 鳥取市地先

点の位置

基点甲 福部村、鳥取市界
基点乙 鳥取市、末恒村界

イ 甲より三百三十度二千メートルの處
ロ 乙より三百四十五度二千メートルの處

四漁業権の種類、漁獲物の種類、漁業の時期
漁業の種類 漁獲物の種類 漁業の時期

第一種

わかめ漁業	わかめ	十一月一日から 十二月三十一日まで
いわのり漁業	いわのり	十一月一日から 十二月三十一日まで
あをのり漁業	あをのり	十一月一日から 十二月三十一日まで

あわび漁業

あわび

十一月一日から
十二月三十一日まで

さざえ漁業

さざえ

十一月一日から
十二月三十一日まで

はまぐり漁業

はまぐり

十一月一日から
十二月三十一日まで

あさり漁業

あさり

十一月一日から
十二月三十一日まで

かき漁業

かき

十一月一日から
十二月三十一日まで

しがし漁業

しがし

十一月一日から
十二月三十一日まで

うに漁業

うに

十一月一日から
十二月三十一日まで

ばい漁業

ばい

十一月一日から
十二月三十一日まで

第二種

磯刺網漁業

かに かれい

八月三十一日まで
五月一日から

いか巢漬網漁業

こういか

六月三十日まで
三月一日から

第三種

いwash地び
き網漁業
はまち、きす
いwash、あじ、さば
かます、いかなご
十二月三十一日まで

田条件制限
内関係地区
鳥取市

その六

(一)漁業権の種類
(二)漁業権の番號
共同漁業権
海共第六號

(三)漁場の位置及び區域

漁場の位置 鳥取市地先

点の位置

基点甲 福部村、鳥取市界
基点乙 鳥取市、末恒村界

イ 甲より三百三十度三千メートルの處
ロ 乙より三百四十五度三千メートルの處

漁場區域 甲、イ、ロ、乙、を結んだ線と、最

大高潮時海岸線とによつて圍まれた
區域

四漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期
漁業の種類 漁獲物の種類 漁業の時期

第三種

たい地かつら
網漁業
いwash、あじ、いさぎ
六月一日から
八月三十一日まで

田条件制限
内関係地区
鳥取市

その七

(一)漁業権の種類
(二)漁業権の番號
共同漁業権
海共第七號

(三)漁場の位置及び區域

漁場の位置 鳥取縣氣高郡末恒村地先

点の位置

基点甲 鳥取市末恒村界
基点乙 末恒村寶木村界

イ 甲より三百四十五度二千メートルの處
ロ 乙より零度二千メートルの處

漁場區域

甲、イ、ロ、乙を結んだ線と最大高
潮時海岸線とによつて圍まれた區域

四漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期
漁業の種類 漁獲物の種類 漁業の時期

第一種

てんぐさ漁業
わかめ漁業
つのもた漁業
いわのり漁業

十二月三十一日
十一月一日から
十二月三十一日まで
十一月一日から
十二月三十一日まで
十一月一日から
十二月三十一日まで

あわび漁業
あわび
十二月三十一日まで

いがい漁業
かき漁業
はまぐり漁業
あさり漁業

いがい
かき
はまぐり
あさり
十一月一日から
十二月三十一日まで
十一月一日から
十二月三十一日まで

はい漁業
たこ漁業
十一月一日から
十二月三十一日まで

第三種
いwash地び
き網漁業
あじ、いwash、さば
十一月一日から
十二月三十一日まで

田条件制限
内関係地区
鳥取縣氣高郡末恒村

その八
(一)漁業権の種類
共同漁業権

〔漁業権の番號〕 海共第八號

〔漁場の位置及び區域〕 鳥取縣氣高郡寶木村字水尻地先
漁業の位置 鳥取縣氣高郡寶木村字水尻地先
点の位置

基点甲 末恒村、寶木村界
基点乙 寶木村字水尻酒津村界

イ 甲より零度二千メートルの處
ロ 乙より零度二千メートルの處

漁場區域 甲、イ、ロ、乙を結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて圍まれた區域

〔漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期〕

漁業の種類 漁獲物の種類 漁業の時期

第一種

てんぐさ漁業 十二月一日から
もづく漁業 十二月三十一日まで

いわのり漁業 11月31日から

わかめ漁業 11月31日まで

つのまた漁業 11月31日まで

ばい漁業 11月31日まで

あわび漁業 11月31日まで

さゞえ漁業 11月31日まで

いがい漁業 11月31日まで

なまこ漁業 11月31日まで

うに漁業 11月31日まで

第三種

いわし地びき 11月31日から
網漁業 はまち、かます 11月31日まで
印條件制限 なし

内關係地區 鳥取縣氣高郡寶木村

その九

〔漁業権の種類〕 共同漁業権

〔漁業権の番號〕 海共第九號

〔漁場の位置及び區域〕

漁場の位置 鳥取縣氣高郡酒津村地先

点の位置

基点甲 寶木村字水尻酒津村界
基点乙 酒津村寶木村字寶木界

イ 甲より零度二千メートルの處
ロ 乙より零度二千メートルの處

漁場區域 甲、イ、ロ、乙を結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて圍まれた區域

〔漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期〕

漁業の種類 漁獲物の種類 漁業の時期

第一種

てんぐさ漁業 11月31日まで

わかめ漁業 11月31日まで

えごのり漁業 11月31日まで
(方言いぎす)

つのまた漁業 11月31日まで

もづく漁業 11月31日まで

いわのり漁業 11月31日まで

あわび漁業 11月31日まで

さゞえ漁業 11月31日まで

かき漁業 11月31日まで

いがい漁業 11月31日まで

ばい漁業 11月31日まで

たこ漁業 たこ 十一月一日から
 十二月三十一日まで

なまこ漁業 なまこ 十一月一日から
 十二月三十一日まで

うに漁業 うに 十一月一日から
 十二月三十一日まで

第三種
 いわし地び いわし、あじさば 十一月一日から
 き網漁業 はまち、いかなこ、 十二月三十一日まで
 かます、たい

田条件制限 なし
 内關係地區 鳥取縣氣高郡酒津村

その十
 (一)漁業權の種類 共同漁業權
 (二)漁業權の番號 海共第十號

漁場の位置及び區域
 鳥取縣氣高郡寶木村字寶木地先
 點の位置

基点甲 酒津村寶木村字寶木界
 基点乙 寶木村濱村町界
 イ 甲より零度二千メートルの處
 ロ 乙より零度二千メートルの處

漁場區域 甲、イ、ロ、乙を結んだ線と最大高潮
 時海岸線とによつて圍まれた區域

四漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期
 漁業の種類 漁獲物の種類 漁業の時期

第一種
 てんぐさ漁業 てんぐさ 十一月一日から
 十二月三十一日まで

もづく漁業 もづく 十一月一日から
 十二月三十一日まで

わかめ漁業 わかめ 十一月一日から
 十二月三十一日まで

いわのり漁業 いわのり 十一月一日から
 十二月三十一日まで

つのまた漁業 つのまた 十一月一日から
 十二月三十一日まで

ばし漁業 ばし 十一月一日から
 十二月三十一日まで

あわび漁業 あわび 十一月一日から
 十二月三十一日まで

さどえ漁業 さどえ 十一月一日から
 十二月三十一日まで

しがし漁業 しがし 十一月一日から
 十二月三十一日まで

なまこ漁業 なまこ 十一月一日から
 十二月三十一日まで

うに漁業 うに 十一月一日から
 十二月三十一日まで

第三種
 いわし地び あじ、いわし、 十一月一日から
 き網漁業 はまち、かます、たい 十二月三十一日まで
 さば

田条件制限 なし
 内關係地區 鳥取縣氣高郡寶木村

その十一
 (一)漁業權の種類 共同漁業權
 (二)漁業權の番號 海共第十一號

漁場の位置及び區域
 鳥取縣氣高郡濱村町地先
 點の位置

基点甲 寶木村濱村町界
 基点乙 濱村町青谷町界

イ 甲より零度二千メートルの處
 ロ 乙より零度二千メートルの處

漁場區域 甲、イ、ロ、乙を結んだ線と最大高
 潮時海岸線とによつて圍まれた區域

四漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期
 漁業の種類 漁獲物の種類 漁業の時期

第一種
 てんぐさ漁業 てんぐさ 十一月一日から
 十二月三十一日まで

わかめ漁業 わかめ 十一月一日から
 十二月三十一日まで

もづく漁業 もづく 十一月一日から
 十二月三十一日まで

しわのり漁業	しわのり	十一月三十一日から
つのだた漁業	つのだた	十一月三十一日まで
さどえ漁業	さどえ	十一月三十一日まで
かき漁業	かき	十一月三十一日まで
あわび漁業	あわび	十一月三十一日まで
しがし漁業	しがし	十一月三十一日まで
はまぐり漁業	はまぐり	十一月三十一日まで
あさり漁業	あさり	十一月三十一日まで
ばい漁業	ばい	十一月三十一日まで
たこ漁業	たこ	十一月三十一日まで
なまこ漁業	なまこ	十一月三十一日まで

第三種
しわし地び
き網漁業
たい地こぎ
網漁業
田条件制限
内關係地區
鳥取縣氣高郡濱村町

その十二
漁業權の種類
共同漁業權
漁業權の番號
海共第十二號
漁場の位置及び區域
鳥取縣氣高郡青谷町地先
點の位置
基點甲 濱村町青谷町界
基點乙 青谷町泊村界
イ 甲より零度二千メートルの處
ロ 乙より三百五十度二千メートルの處

漁場區域 甲、イ、ロ、乙を結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて圍まれた區域

四漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

漁業の種類 漁獲物の種類 漁業の時期

第一種

わかめ漁業	わかめ	十一月一日から
しわのり漁業	しわのり	十一月三十一日まで
てんぐさ漁業	てんぐさ	十一月三十一日まで
つのだた漁業	つのだた	十一月三十一日まで
もづく漁業	もづく	十一月三十一日まで
かき漁業	かき	十一月三十一日まで
さどえ漁業	さどえ	十一月三十一日まで
しがし漁業	しがし	十一月三十一日まで

あわび漁業
あわび
十一月三十一日まで

ばい漁業
ばい
十一月三十一日まで

なまこ漁業
なまこ
十一月三十一日まで

たこ漁業
たこ
十一月三十一日まで

第二種
いか定置
網漁業
いか、とびうを
五月三十一日まで

第三種
いなし地び
き網漁業
あじ船びき
網漁業
田条件制限
内關係地區
鳥取縣氣高郡青谷町

いなし、はまち、かます、あじ
いかなご、はまち
たい、はまち
あじ
あじ、いなし
四月三十一日まで

(一)漁業権の種類 共同漁業権
 (二)漁業権の番號 海共第十三號
 (三)漁場の位置及び區域 鳥取縣東伯郡泊村地先

漁場の位置 鳥取縣東伯郡泊村地先
 点の位置

基点甲 氣高郡東伯郡界
 基点乙 泊村宇野村界

イ 甲より三百五十度二千メートルの處
 ロ 乙より零度二千メートルの處
 漁場區域 甲、イ、ロ、乙を結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて圍まれた區域

四漁業の種類、漁獲物の種類、漁業の時期
 漁業の種類 漁獲物の種類 漁業の時期

第一種
 わかめ漁業 わかめ 十一月一日から十二月三十一日まで
 いわのり漁業 いわのり 十一月一日から十二月三十一日まで

つのみた漁業	つのみた	十一月一日から十二月三十一日まで
てんぐさ漁業	てんぐさ	十一月一日から十二月三十一日まで
もづく漁業	もづく	十一月一日から十二月三十一日まで
あわび漁業	あわび	十一月一日から十二月三十一日まで
さざえ漁業	さざえ	十一月一日から十二月三十一日まで
しがし漁業	しがし	十一月一日から十二月三十一日まで
かき漁業	かき	十一月一日から十二月三十一日まで
うに漁業	うに	十一月一日から十二月三十一日まで
なまこ漁業	なまこ	十一月一日から十二月三十一日まで
たこ漁業	たこ	十一月一日から十二月三十一日まで

因條件制限 なし
 (内關係地區 鳥取縣東伯郡泊村
 その十四

(一)漁業権の種類 共同漁業権
 (二)漁業権の番號 海共第十四號
 (三)漁場の位置及び區域 鳥取縣東伯郡宇野村地先

漁場の位置 鳥取縣東伯郡宇野村地先
 点の位置

基点甲 泊村宇野村界
 基点乙 宇野村橋津村界

イ 甲より零度二千メートルの處
 ロ 乙より零度二千メートルの處
 漁場區域 甲、イ、ロ、乙を結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて圍まれた區域

四漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期
 漁業の種類 漁獲物の種類 漁業の時期

第一種
 ばい漁業 ばい 十一月一日から十二月三十一日まで
 はまぐり漁業 はまぐり 十一月一日から十二月三十一日まで
 あさり漁業 あさり 十一月一日から十二月三十一日まで
 あわび漁業 あわび 十一月一日から十二月三十一日まで
 さざえ漁業 さざえ 十一月一日から十二月三十一日まで
 いがい漁業 いがい 十一月一日から十二月三十一日まで
 かき漁業 かき 十一月一日から十二月三十一日まで
 えごり漁業 (えごり (方言いぎす) 十一月一日から十二月三十一日まで)
 つのみた漁業 つのみた 十一月一日から十二月三十一日まで

もづく漁業 一 一月三十一日から
 いわのり漁業 いわのり 一 一月三十一日まで
 わかめ漁業 わかめ 一 一月三十一日まで

第三種

いわし地び いわし、あじ、さば、はまち、いかなご、かます 一 一月三十一日まで

田条件制限 なし

内閣係地区 鳥取縣東伯郡宇野村

その十五

(一)漁業権の種類 共同漁業権

(二)漁業権の番號 海共第十五號

漁場の位置及び區域

漁場の位置 鳥取縣東伯郡長瀬村及び橋津村地先

点の位置

基点甲 宇野村橋津村界
 基点乙 長瀬村中北條村界

イ 甲より零度二千メートルの處

ロ 乙より五度二千メートルの處

漁場區域 甲、イ、ロ、乙を結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて圍まれた區域

漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

漁業の種類 漁獲物の種類 漁業の時期

第一種

ばい漁業 ばい 一 一月三十一日まで

かき漁業 かき 一 一月三十一日まで

いがい漁業 いがい 一 一月三十一日まで

はまぐり漁業 はまぐり 一 一月三十一日まで

あさり漁業 あさり 一 一月三十一日まで

あわび漁業 あわび 一 一月三十一日まで

さびえ漁業 さびえ 一 一月三十一日まで

いわのり漁業 いわのり 一 一月三十一日まで

わかめ漁業 わかめ 一 一月三十一日まで

つまた漁業 つまた 一 一月三十一日まで

第三種

いわし地び いわし、あじ、さば、はまち、いかなご、かます、たい 一 一月三十一日まで

田条件制限 なし

内閣係地区 鳥取縣東伯郡橋津村及び長瀬村

その十六

(一)漁業権の種類 共同漁業権

(二)漁業権の番號 海共第十六號

(三)漁場の位置及び區域

漁場の位置 鳥取縣東伯郡中北條村及び下北條村地先

点の位置

基点甲 長瀬村中北條村界

基点乙 下北條村大誠村界

イ 甲より五度二千メートルの處

ロ 乙より零度二千メートルの處

漁場區域 甲、イ、ロ、乙を結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて圍まれた區域

漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

漁業の種類 漁獲物の種類 漁業の時期

第一種

はまぐり漁業 はまぐり 一 一月三十一日まで

あさり漁業 あさり 一 一月三十一日まで

ばい漁業 ばい 一 一月三十一日まで

第三種

いなし地びき網漁業

いなし、あじ、さば
たい、はまち、
いかなご、かます

十一月一日から
十二月三十一日まで

田条件制限

なし

内関係地区

鳥取縣東伯郡中北條村及び下北條村

その十七

(一)漁業権の種類

共同漁業権

(二)漁業権の番號

海共第十七號

(三)漁場の位置及び區域

漁場の位置 鳥取縣東伯郡大誠村及び由良町地先

点の位置

基点甲 下北條村、大誠村界

基点乙 由良町、浦安町界

イ 甲より零度二千メートルの處

ロ 乙より零度二千メートルの處

漁場區域

甲、イ、ロ、乙を結んだ線と最大高

潮時海岸線とによつて圍まれた區域
四漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期
漁業の種類 漁獲物の種類 漁業の時期

第一種

はまぐり漁業

はまぐり

十一月一日から
十二月三十一日まで

あさり漁業

あさり

十一月一日から
十二月三十一日まで

ばい漁業

ばい

十一月一日から
十二月三十一日まで

第三種

いなし地びき網漁業

いなし、あじ、さば
はまち、いかなご、
かます、たい

十一月一日から
十二月三十一日まで

田条件制限

なし

内関係地区

鳥取縣東伯郡大誠村及び由良町

その十八

(一)漁業権の種類

共同漁業権

(一)漁業権の番號

海共第十八號

(二)漁場の位置及び區域

漁場の位置 鳥取縣東伯郡浦安町地先

点の位置

基点甲 由良町浦安町界

基点乙 浦安町八橋町界

イ 甲より零度二千メートルの處

ロ 乙より六度三十分二千メートルの處

漁場區域

甲、イ、ロ、乙を結んだ線と最大高
潮時海岸線とによつて圍まれた區域

四漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

漁業の種類

漁獲物の種類

漁業の時期

第一種

わかめ漁業

わかめ

十一月一日から
十二月三十一日まで

さわのり漁業

さわのり

十一月一日から
十二月三十一日まで

えごのり漁業

(えごのり
方言いぎす)

十一月一日から
十二月三十一日まで

つのみた漁業

つのみた

十一月一日から
十二月三十一日まで

かき漁業

かき

十一月一日から
十二月三十一日まで

さざえ漁業

さざえ

十一月一日から
十二月三十一日まで

第三種

いなし地びき網漁業

いなし、あじ、
いかなご

十一月一日から
十二月三十一日まで

田条件制限

なし

内関係地区

鳥取縣東伯郡浦安町

その十九

(一)漁業権の種類

共同漁業権

(二)漁業権の番號

海共第十九號

(三)漁場の位置及び區域

漁場の位置 鳥取縣東伯郡八橋町地先

點の位置

基點甲 浦安町、八橋町界
基點乙 八橋町、赤碕町界

イ 甲より六度三十分二千メートルの處
ロ 乙より零度二千メートルの處

漁場區域 甲、イ、ロ、乙を結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて圍まれた區域

四漁業の種類、漁獲物の種類、漁業の時期

第一種

わかめ漁業	わかめ	十一月一日から 十二月三十一日まで
えごり漁業 (方言いぎす)	えごり	十一月一日から 十二月三十一日まで
いわのり漁業	いわのり	十一月一日から 十二月三十一日まで
かき漁業	かき	十一月一日から 十二月三十一日まで
さざえ漁業	さざえ	十一月一日から 十二月三十一日まで

つのもた漁業 つのもた 一/月一日から
十二月三十一日まで

第三種
いわし地び いわし、あじ 十一月一日から
き網漁業 いかなど 十二月三十一日まで

田條件制限 なし
六關係地區 鳥取縣東伯郡八橋町

その二十

(一)漁業權の種類 共同漁業權

(二)漁業權の番號 海共第二十號

(三)漁場の位置及び區域

漁業の位置 鳥取縣東伯郡赤碕町

點の位置

基點甲 八橋町、赤碕町界

基點乙 赤碕町、安田村界

イ 甲より零度二千メートルの處
ロ 乙より零度二千メートルの處

漁場區域 甲、イ、ロ、乙を結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて圍まれた區域

四漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

漁業の種類

漁獲物の種類

漁業の時期

第一種

わかめ漁業	わかめ	十一月一日から 十二月三十一日まで
もづく漁業	もづく	十一月一日から 十二月三十一日まで
てんぐさ漁業	てんぐさ	十一月一日から 十二月三十一日まで
えごり漁業 (方言いぎす)	えごり	十一月一日から 十二月三十一日まで
いわのり漁業	いわのり	十一月一日から 十二月三十一日まで
つのもた漁業	つのもた	十一月一日から 十二月三十一日まで
あわび漁業	あわび	十一月一日から 十二月三十一日まで
さざえ漁業	さざえ	十一月一日から 十二月三十一日まで

かき漁業 かき 十一月一日から
十二月三十一日まで

うに漁業 うに 十一月一日から
十二月三十一日まで

なまこ漁業 なまこ 十一月一日から
十二月三十一日まで

第三種

いわし地び いわし、あじ、 十一月一日から
き網漁業 かます 十二月三十一日まで

田條件制限 なし

内關係地區 鳥取縣東伯郡赤碕町

その二十一

(一)漁業權の種類 共同漁業權

(二)漁業權の番號 海共第二十一號

(三)漁業の位置及び區域

漁業の位置 鳥取縣東伯郡安田村

基點甲 赤碕町、安田村界

基點乙 安田村、下山村界

漁場區域

イ 甲より零度二千メートルの處
ロ 乙より零度二千メートルの處

甲、イ、ロ、乙を結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて圍まれた區域

四漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

漁業の種類 漁獲物の種類 漁業の時期

第一種

わかめ漁業

わかめ

十一月一日から
十二月三十一日まで

もづく漁業

もづく

十一月一日から
十二月三十一日まで

てんぐさ漁業

てんぐさ

十一月一日から
十二月三十一日まで

いわのり漁業

いわのり

十一月一日から
十二月三十一日まで

えごのり漁業

(えごのり
方言いぎす)

十一月一日から
十二月三十一日まで

つのまた漁業

つのまた

十一月一日から
十二月三十一日まで

あわび漁業

あわび

十一月一日から
十二月三十一日まで

さざえ漁業

さざえ

十一月一日から
十二月三十一日まで

かき漁業

かき

十一月一日から
十二月三十一日まで

うに漁業

うに

十一月一日から
十二月三十一日まで

なまこ漁業

なまこ

十一月一日から
十二月三十一日まで

田条件制限

なし

内關係地區

鳥取縣東伯郡安田村

その二十二

(一)漁業權の種類

共同漁業權

(二)漁業權の番號

海共第二十二號

(三)漁場の位置及び區域

漁場の位置 鳥取縣東伯郡下中山村地先

點の位置

基點甲 安田村、下中山村界

基點乙 下中山村、逢坂村界

イ 甲より零度二千メートルの處

ロ 乙より零度二千メートルの處

漁場區域

甲、イ、ロ、乙を結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて圍まれた區域

四漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

漁業の種類 漁獲物の種類 漁業の時期

第一種

わかめ漁業

わかめ

十一月一日から
十二月三十一日まで

もづく漁業

もづく

十一月一日から
十二月三十一日まで

てんぐさ漁業

てんぐさ

十一月一日から
十二月三十一日まで

えごのり漁業

(えごのり
方言いぎす)

十一月一日から
十二月三十一日まで

さざえ漁業

さざえ

十一月一日から
十二月三十一日まで

うに漁業

うに

十一月一日から
十二月三十一日まで

なまこ漁業

なまこ

十一月一日から
十二月三十一日まで

つのまた漁業

つのまた

十一月一日から
十二月三十一日まで

第二種

ぶり定置網

ぶり、さば、
いわし

十一月一日から
十二月三十一日まで

第三種

いわし地び

いわし、あじ

十一月一日から
十二月三十一日まで

田条件制限

なし

内關係地區

鳥取縣東伯郡下中山村

その二十三

(一)漁業權の種類

共同漁業權

(二)漁業權の番號

海共第二十三號

(三)漁場の位置及び區域

(第三種郵便物認可)

漁場の位置 鳥取縣東伯郡下中山村地先
点の位置

基点甲 安田村下中山村界
基点乙 下中山村逢坂村界

イ 甲より零度三千メートルの處
ロ 乙より零度三千メートルの處

漁場區域

甲、イ、ロ、乙を結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて圍まれた區域

四漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

漁業の種類 漁獲物の種類 漁業の時期

第三種

たい船びきか たい、いさき 六月一日から
つら網漁業 はまち 十二月三十一日まで

田条件制限 なし

因關係地區 鳥取縣東伯郡下中山村

その二十四

(一) 漁業權の種類 共同漁業權

(二) 漁業權の番號 海共第二十四號

(三) 漁場の位置及び區域

漁場の位置 鳥取縣西伯郡逢坂村、光徳村、御來屋町及び庄内村地先

点の位置

基点甲 逢坂村、下中山村界
基点乙 庄内村、所子村界

イ 甲より零度二千メートルの處
ロ 乙より三百四十二度二千メートルの處

漁場區域

甲、イ、ロ、乙を結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて圍まれた區域

四漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

漁業の種類 漁獲物の種類 漁業の時期

第一種

わかめ漁業 わかめ

十一月一日から
十二月三十一日まで

(第三種郵便物認可)

てんぐさ漁業 てんぐさ

十一月三十一日 日から
十二月三十一日 日まで

えごり漁業

えごり
(方言いぎす)

十一月一日 日から
十二月三十一日 日まで

もづく漁業

もづく

十一月三十一日 日から
十二月三十一日 日まで

つのまた漁業

つのまた

十一月一日 日から
十二月三十一日 日まで

のり漁業

のり

十一月三十一日 日から
十二月三十一日 日まで

ほんだわら漁業

ほんだわら

十一月一日 日から
十二月三十一日 日まで

あわび漁業

あわび

十一月三十一日 日から
十二月三十一日 日まで

さゞえ漁業

さゞえ

十一月三十一日 日から
十二月三十一日 日まで

かき漁業

かき

十一月三十一日 日から
十二月三十一日 日まで

うに漁業

うに

十一月一日 日から
十二月三十一日 日まで

なまこ漁業

なまこ

十一月三十一日 日から
十二月三十一日 日まで

第二種

磯刺網漁業

めばる、かれい、いさき、かます、とびうを、このしろ

十一月一日 日から
十二月三十一日 日まで

第三種

いわし地びき網漁業

いわし、あじ、さば、はまち、いかなて

十一月一日 日から
十二月三十一日 日まで

田条件制限

なし

因關係地區

鳥取縣西伯郡逢坂村、光徳村、御來屋町及び庄内村

その二十五

(一) 漁業權の種類

共同漁業權

(二) 漁業權の番號

海共第二十五號

(三) 漁場の位置及び區域

漁場の位置 鳥取縣西伯郡逢坂村、光徳村、御來屋町及び庄内村地先

点の位置

その二十六

- 〔一〕漁業権の種類 共同漁業権
- 〔二〕漁業権の番號 海共第二十六號
- 〔三〕漁場の位置及び區域

漁場の位置 鳥取縣西伯郡所子村、高麗村及び淀

江町地先

点の位置

基点甲 庄内村、所子村界

基点乙 淀江町、大和村界

イ 甲より三百四十二度二千メートルの處

ロ 乙より三百四十八度二千メートルの處

漁場區域 甲、イ、ロ、乙を結んだ線と最大高

潮時海岸線とによつて圍まれた區域

四漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

漁業の種類 漁獲物の種類 漁業の時期

第一種

基点甲 下中山村、逢坂村界

基点乙 庄内村、所子村界

イ 甲より零度千五百メートルの處

ロ 甲より零度三千メートルの處

ハ 乙より三百四十二度千五百メートル

の處

ニ 乙より三百四十二度三千メートルの

處

漁場區域

イロ、ロニ、ハニ、イハの四直線に

よつて圍まれた區域

四漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

第三種

たい船びきか たい、いさき 四月一日から

つら網漁業 なし 十月三十一日まで

田條件制限 鳥取縣西伯郡逢坂村、光徳村、御來屋

町及び庄内村

てんぐさ漁業 てんぐさ

十一月一日から

もづく漁業 もづく

十一月一日から

のり漁業 のり

十一月一日から

えこのり漁業

(えこのり 方言いぎす)

十一月一日から

わかめ漁業 わかめ

十一月一日から

ほんだわら漁業 ほんだわら

十一月一日から

つのまた漁業 つのまた

十一月一日から

さざえ漁業 さざえ

十一月一日から

かき漁業 かき

十一月一日から

あわび漁業 あわび

十一月一日から

ばい漁業 ばい

十一月一日から

たこ漁業 たこ

十一月一日から

なまこ漁業 なまこ

十一月一日から

うに漁業 うに

十一月一日から

第二種

磯刺網漁業

かに、いさき

十一月一日から

第三種

地びき網漁業

いわし、はまち

十一月一日から

田條件制限

なし

田關係地區

鳥取縣西伯郡所子村、高麗村及び淀江

その二十七

〔一〕漁業権の種類

共同漁業権

〔二〕漁業権の番號

海共第二十七號

〔三〕漁場の位置及び區域

漁場の位置 鳥取縣西伯郡大和村、巖村及び日吉津村地先

點の位置

基點甲 淀江町、大和村界

基點乙 米子市、日吉津村界

イ 甲より三百四十八度二千メートルの處

ロ 乙より十九度三十分二千メートルの處

漁場區域 甲、イ、ロ、乙を結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて圍まれた區域

四漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

漁業の種類 漁獲物の種類 漁業の時期

第二種

磯刺網漁業 かれい、かに 十一月一日から十二月三十一日まで

第三種

いわし地びき網漁業 いわし、あじ、さば、はまち 十一月一日から十二月三十一日まで

田條件制限 なし
内關係地區 鳥取縣西伯郡大和村、巖村及び日吉津村

その二十八

(一)漁業權の種類 共同漁業權

(二)漁業權の番號 海共第二十八號

(三)漁場の位置及び區域

漁場の位置 米子市地先

點の位置

基點甲 日吉津村米子市界

基點乙 米子市、夜見村界

イ 甲より十九度三十分二千メートルの處

ロ 乙より三十四度三千メートルの處

漁場區域 甲、イ、ロ、乙を結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて圍まれた區域

四漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

漁業の種類 漁獲物の種類 漁業の時期

第一種

たこ漁業 たこ 十一月一日から十二月三十一日まで

ばし漁業 ばし 十一月一日から十二月三十一日まで

第二種

磯刺網漁業 かれい、かに、えび 十一月一日から十二月三十一日まで

第三種

いわし地びき網漁業 いわし、あじ、さば、かます、えび、はまち、ぼら、たい、きす、くろ、だい、このしろ、いかなこ 十一月一日から十二月三十一日まで

田條件制限 なし

内關係地區 米子市

その二十九

(一)漁業權の種類 共同漁業權

(二)漁業權の番號 海共第二十九號

(三)漁場の位置及び區域

漁場の位置 鳥取縣西伯郡夜見村、富益村和田村及び大篠津村地先

點の位置

基點甲 甲より三十四度三千メートルの處

基點乙 乙より六十六度三千メートルの處

漁場區域 甲、イ、ロ、乙を結んだ線と最大高潮時海岸線とによつて圍まれた區域

四漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

漁業の種類 漁獲物の種類 漁業の時期

第一種

たこ漁業 たこ 十一月一日から十二月三十一日まで

ばし漁業 ばし 十一月一日から十二月三十一日まで

第二種

磯刺網漁業 かに、かれい 十一月一日から
 えび、このしろ 十二月三十一日まで

第三種
 いわし地、いわし、あじ、はまち 十一月一日から
 びき網漁、せいご、このしろ、 十二月三十一日まで
 えび、ぼら

田条件制限 なし
 内関係地区 鳥取縣西伯郡夜見村、富益村、和田村
 及び大篠津村

その三十

(一)漁業権の種類 共同漁業権
 (二)漁業権の番號 海共第三十號
 (三)漁場の位置及び區域

漁場の位置 鳥取縣西伯郡中濱村、余子村、上道
 村及び境町地先

点の位置
 基点甲 大篠津村、中濱村界

基点乙 境町旧灯台
 基点丙 境町防波堤先端の灯台

イ 甲より六十六度三千メートルの處
 ロ 乙より八十七度の線と丙及びイを結
 んだ線の交点
 ハ 乙より八十七度の線が境町防波堤と
 交はる處

ニ 境町防波堤接岸点
 甲、イ、ロ、ハを結んだ線と甲ニ間
 最大高潮時海岸線及びハニ間の防波
 堤とによつて圍まれた區域

四漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期
 漁業の種類 漁獲物の種類 漁業の時期

第一種
 ばい漁業 ばい 十一月一日から
 十二月三十一日まで

第二種
 磯刺網漁業 えび、かに、 十一月一日から
 かれい、このしろ 十二月三十一日まで

第三種

いわし地、あじ、
 びき網漁 さば、はまち、
 いかなご、ぼら 十一月一日から
 えび 十二月三十一日まで

田条件制限 なし
 内関係地区 鳥取縣西伯郡中濱村、余子村、上道村
 及び境町

その三十一

(一)漁業権の種類 區画漁業権
 (二)漁業権の番號 海區第一號
 (三)漁場の位置及び區域

漁場の位置 鳥取縣西伯郡外江町地先
 点の位置

基点甲 外江町字外荒山千六百六十三番地、
 同町字内荒山千六百六十四番地界
 基点乙 外江町字長寢金比羅川口右端

漁場區域 イ、ロ、ニ、ハ、ハイの四直線によ
 り圍まれた區域

四漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期
 漁業の種類 漁獲物の種類 漁業の時期

第一種
 かき養殖業 かき 十一月一日から
 十二月三十一日まで

田条件制限 なし
 内附記 地元地區 鳥取縣西伯郡外江町

その三十二
 (一)漁業権の種類 區画漁業権
 (二)漁業権の番號 海區第二號
 (三)漁場の位置及區域

漁場の位置 鳥取縣西伯郡外江町地先
点の位置

基点甲 外江町字北屋敷灘通金比羅川左端
基点乙 外江町字北屋敷灘通えびす神社圍北
西隅

イ 甲より零度二十メートルの處
ロ 甲より零度四十二メートルの處
ハ 乙より三百三十四度十二メートルの處

ニ 乙より三百三十四度三十四メートルの處

漁場區域 イロ、ロニ、ニハ、ハイの四直線に
よつて圍まれた區域

漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期
漁業の種類 漁獲物の種類 漁業の時期

かき養殖業 かき 十一月一日から
十二月三十一日まで

田條件制限 なし
内附記 地元地區 鳥取縣西伯郡外江町

その三十三

〔一〕漁業權の種類 區画海業權

〔二〕漁業權の番號 海區第三號

〔三〕漁業の位置及び區域

漁場の位置 鳥取縣西伯郡外江町地先

点の位置

基点甲 外江町字西灘屋敷の二二千七百五十

七番地鳥取縣石標柱

基点乙 外江町字西灘屋敷の二三千五百九十

七ノ一番地北東端

イ 甲より零度十二メートルの處

ロ 甲より零度三十四メートルの處

ハ 乙より零度十メートルの處

ニ 乙より零度三十二メートルの處

漁場區域 イロ、ロニ、ニハ、ハイの四直線に
より圍まれた區域

漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期
漁業の種類 漁獲物の種類 漁業の時期

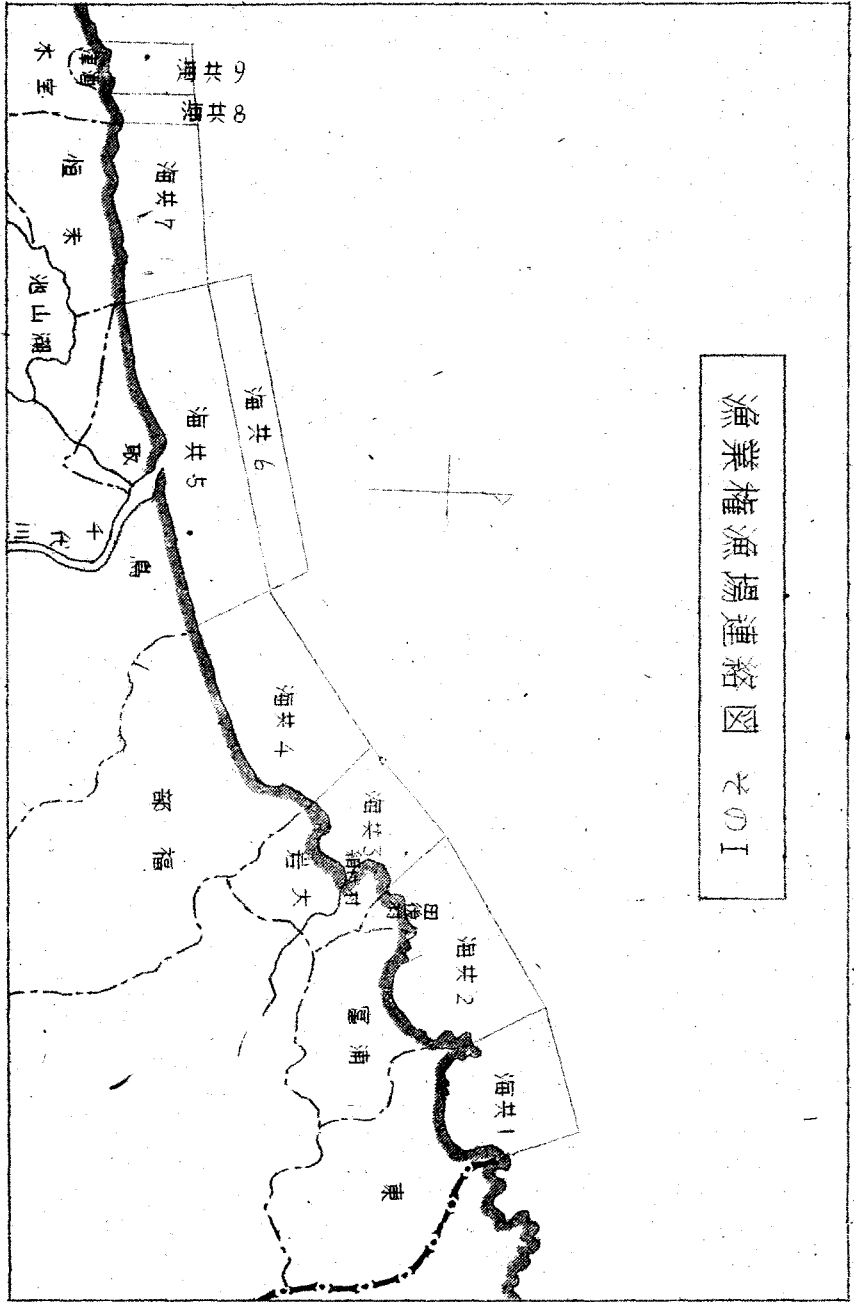
かき養殖業 かき 十一月一日から
十二月三十一日まで

田條件制限 なし

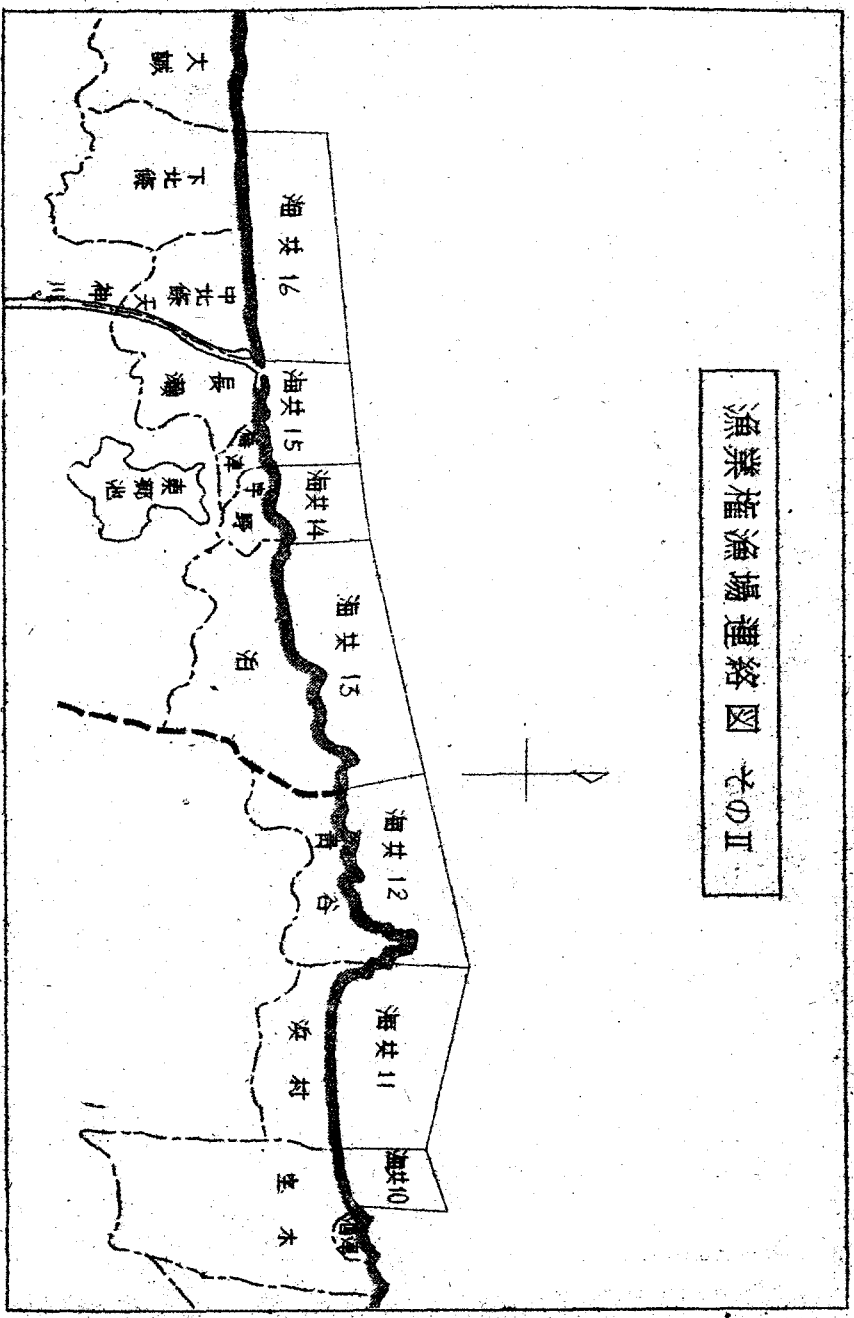
内附記 地元地區 鳥取縣西伯郡外江町

二、申請期間 昭和二十六年八月二日より同年八月十
五日まで

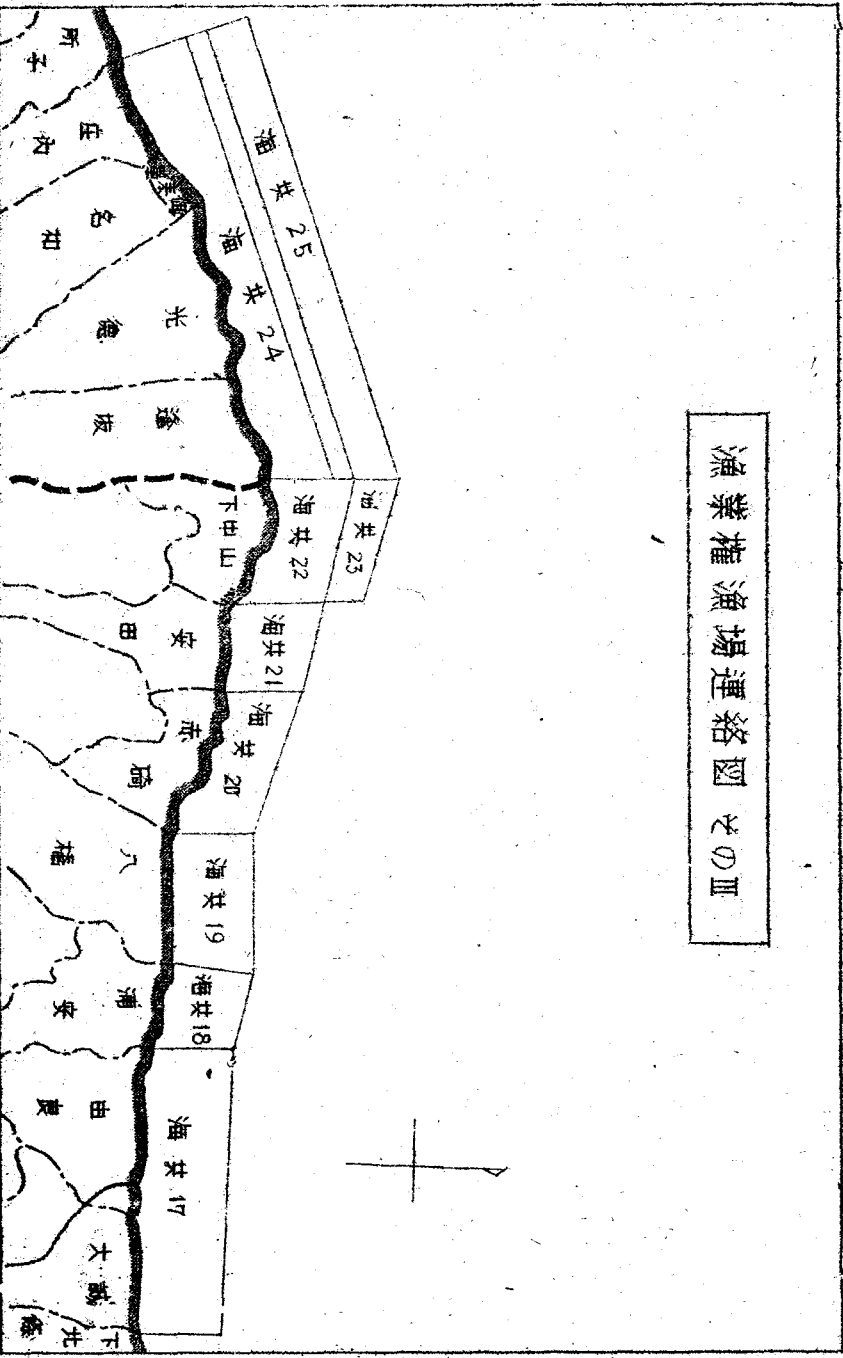
漁業権漁場連絡図 その1



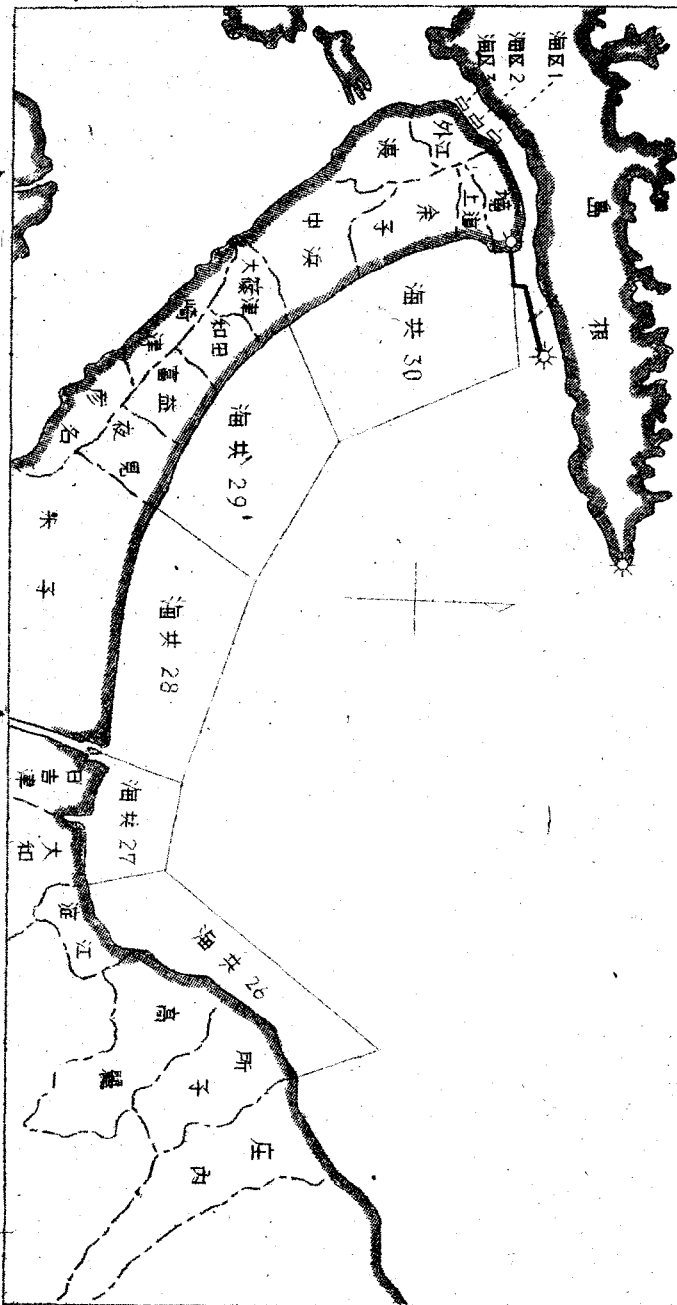
漁業権漁場連絡図 そのII



漁業権漁場連絡図 そのIII



漁業権漁場連絡図 そのIV



鳥取県告示第三四五號
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七號）第十一條第
 四項の規定により、内水面における漁場ごとの漁業権の
 免許の内容となる事項、申請期間及び関係地区を次の通
 り定める。

昭和二十六年八月二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、漁場毎の漁業権の免許の内容となる事項及び関係地
 區

その一

(一)漁業権の種類 共同漁業権

(二)漁業権の番號 内共第一號

(三)漁場の位置及び區域

漁場の位置

鳥取縣 鳥取市

岩美郡 倉田村

八頭郡 賀茂村、國中村、船岡村、國

点の位置

基點甲 氣高郡千代水村大字江津地先官有地
 (千代川本流右岸)

基點乙 氣高郡千代水村大字桶屋田六七九ノ
 一(野坂川左岸)

基點丙 鳥取市古市字狭間三三番地(新袋川
 右岸)

氣高郡 千代水村、大正村、美穂村、
 大和村及び神戸村地先

下私都村、大伊村

山郷村、上私都村、中私都村

町、佐治村、社村、智頭町、

櫻町、池田村、大村、用ヶ瀬

安部村、八東村、丹比村、若

村、散岐村、大御門村、隼村

英村、河原町、八上村、西郷

00260

イ 甲より二百三十度の線と對岸との交叉點	あゆ漁業	あゆ	二月一日から 二十月三十一日まで
ロ 乙より百十五度の線と對岸との交叉點	にじます漁業 (やまめ、いわなを含む)	にじます	一月一日から 十二月三十一日まで
ハ 丙より二百三十五度の線と對岸との交叉點	こい漁業	こい	一月一日から 十二月三十一日まで
漁場區域	ふな漁業	ふな	一月一日から 十二月三十一日まで
甲、イを結ぶ線より上流の千代川本流及びその支流。但し乙、ロを結ぶ線より上流の野坂川及び丙、へを結ぶ線より上流の新袋川並びに袋川を除く。	うなぎ漁業	うなぎ	一月一日から 十二月三十一日まで
四漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期	わたか漁業	わたか	一月一日から 十二月三十一日まで
漁業の種類	しらはえ漁業	しらはえ	一月一日から 十二月三十一日まで
第三種	田條件制限	なし	
こい地びき	内關係地區		
網漁業	鳥取縣鳥取市(賀露町を除く)		
第五種	岩美郡 倉田村、米里村、津ノ井村、面影村		
	氣高郡 千代水村、大正村、美穗村、大和村、神戶村及び		
	八頭郡一圓		

その二	共同漁業權		
一 漁業權の種類	内共第二號		
二 漁業權の番號			
三 漁場の位置及び區域			
漁場の位置	鳥取縣東伯郡中北條村、長瀬村、上北條村、上井町、倉吉町、西郷村、三朝村、三徳村、小鹿村、旭村、竹田村、社村小鴨村、上小鴨村、矢送村、南谷村、北谷村、山守村及び高城村地先(天神川)		
点の位置			
基点甲	東伯郡長瀬村四の濱根荒神二、六二		
	三ノ一原野地先 一本松より下流百メートルの地点(天神川本流右岸)		
イ	甲より二百六十度の線と對岸との交叉點		
漁場區域	甲、イを結ぶ線より上流の天神川本流及びその支流		
四漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期			
漁業の種類			
第五種			
あゆ漁業	あゆ	三月一日から 十二月三十一日まで	
にじます漁業 (やまめ、いわなを含む)	にじます	一月一日から 十二月三十一日まで	
こい漁業	こい	一月一日から 十二月三十一日まで	
ふな漁業	ふな	一月一日から 十二月三十一日まで	
うなぎ漁業	うなぎ	一月一日から 十二月三十一日まで	
田條件制限	なし		
内關係地區	鳥取縣東伯郡中北條村、長瀬村、上北條村、上井町		

倉吉町、西郷村、三朝村、三徳村、小
鹿村、旭村、竹田村、社村、小鴨村、
上小鴨村、矢送村、南谷村、北谷村、
山守村及び高城村

その三

(一)漁業権の種類

共同漁業権

(二)漁業権の番號

内共第三號

(三)漁場の位置及び區域

漁場の位置

鳥取縣米子市

西伯郡日吉津村、巖村、春日村、五千石村、

大幡村、幡郷村、東長田村、上長田村

法勝寺村、賀野村、大國村、手間村、

天津村、尙徳村、成實村

日野郡溝口町、江尾町、神奈川村、日野村、

根雨町、日光村、米澤村、阿毘縁村、

点の位置

黒坂町、日野上村、多里村、大官村、
石見村、福榮村、山上村、八郷村及び
二部村地先(日野川)

基点甲

米子市皆生字中野浪新田八六二ノ二
(米川揚水機場敷地)日野川本流左
岸

イ 甲より百十度の線と對岸との交叉点

漁場區域

甲イを結ぶ線より上流の日野川本流及び
その支流

(四)漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

漁業の種類 漁獲物の種類 漁業の時期

第五種

あゆ漁業

あゆ

十一月三十日から

にじます漁業

にじます

十一月一日から

(やまめ、いわなを含む)

十二月三十一日まで

この漁業

この

十一月一日から
十二月三十一日まで

ふな漁業

ふな

十一月一日から
十二月三十一日まで

うなぎ漁業

うなぎ

十一月一日から
十二月三十一日まで

わたか漁業

わたか

十一月一日から
十二月三十一日まで

はえ漁業

はえ

十一月一日から
十二月三十一日まで

うぐい漁業

うぐい

十一月一日から
十二月三十一日まで

田條件制限

なし

内閣係地區

鳥取縣米子市

西伯郡日吉津村、巖村、春日村、五千石村、

縣村、大高村、大幡村、幡郷村、東長

田村、上長田村、法勝寺村、賀野村、

大國村、手間村、天津村、尙徳村、及

び成實村日野郡一圓

その四

(一)漁業権の種類

共同漁業権

(二)漁業権の番號

内共第四號

(三)漁場の位置及び區域

漁場の位置

鳥取縣氣高郡湖山村、末恒村、大郷村及び松保村地
先(湖山池並びに湖山川及び長柄川)

点の位置

基点甲 氣高郡湖山村と鳥取市との境界(湖山川

右岸)

基点乙 氣高郡大郷村大字金澤字田中一六ノ二

イ 甲の對岸

ロ 乙より百三十五度の線と對岸との交叉点

漁場區域

甲、イを結ぶ線より上流の湖山川並びに湖山

池及び乙、ロを結ぶ線より下流の長柄川
四漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期
漁業の種類 漁獲物の種類 漁業の時期

第一種

しじみ漁業	しじみ	十一月一日から 十二月三十一日まで
どぶ貝漁業	どぶがい	十一月三十一日から 十二月三十一日まで
たて貝漁業	たてがい	十一月三十一日から 十二月三十一日まで
からす貝漁業	からすがい	十一月三十一日から 十二月三十一日まで
採藻漁業	ひし、さし、ばも その他藻類	十一月三十一日から 十二月三十一日まで

第二種

えり漁業	ふな、こい、うなぎ はぜ、せいで、いな ぼら	十一月一日から 十二月三十一日まで
わかさぎ刺網漁業	わかさぎ	十一月一日から 十二月三十一日まで

こい建刺網漁業	こい	十二月一日から 翌三月三十一日まで
ふな建刺網漁業	ふな	十一月一日から 十二月三十一日まで

第三種

わかさぎ船びき	わかさぎ	十一月一日から 翌一月三十一日まで
雑魚船びき	わかさぎ、しらうを	四月三十一日から 十月三十一日まで
だも漁業	ぬかえび	十一月一日から 十二月三十一日まで
うなぎ船びき	うなぎ	六月三十一日から 十月三十一日まで

第五種

こい漁業	こい	十一月一日から 十二月三十一日まで
ふな漁業	ふな	十一月一日から 十二月三十一日まで
うなぎ漁業	うなぎ	十一月一日から 十二月三十一日まで

田条件制限
第五種こい漁業及びふな漁業には石籠漁業は含まなす。

第五種こい漁業及びふな漁業は投網、四ツ手網、
かぐえ浸及び竿釣漁法によるものゝみとする。
第五種うなぎ漁業は、うなぎ筒、うなぎ延縄及
びうなぎ穴釣漁法によるものゝみとする。
第三種うなぎ船曳網漁業の操業は夜間のみとす
る。

内関係地区

鳥取縣氣高郡湖山村、末恒村、大郷村及び松保村

その五

- (一) 漁業権の種類 共同漁業権
- (二) 漁業権の番號 内共第五號
- (三) 漁場の位置及び区域

鳥取縣東伯郡東郷松崎町、花見村、淺津村、長瀬村、
橋津村及び舎人村地先(東郷湖及び東郷川)

點の位置

- 基點甲 東伯郡橋津村大字拾屋敷三九四(東郷湖尻右岸)
- 基點乙 東伯郡東郷松崎町引地字明五の湯一三七ノ一(東郷川左岸)
- イ 甲より二百七十六度の線と對岸との交叉點
- ロ 乙より四十五度の線と對岸との交叉點

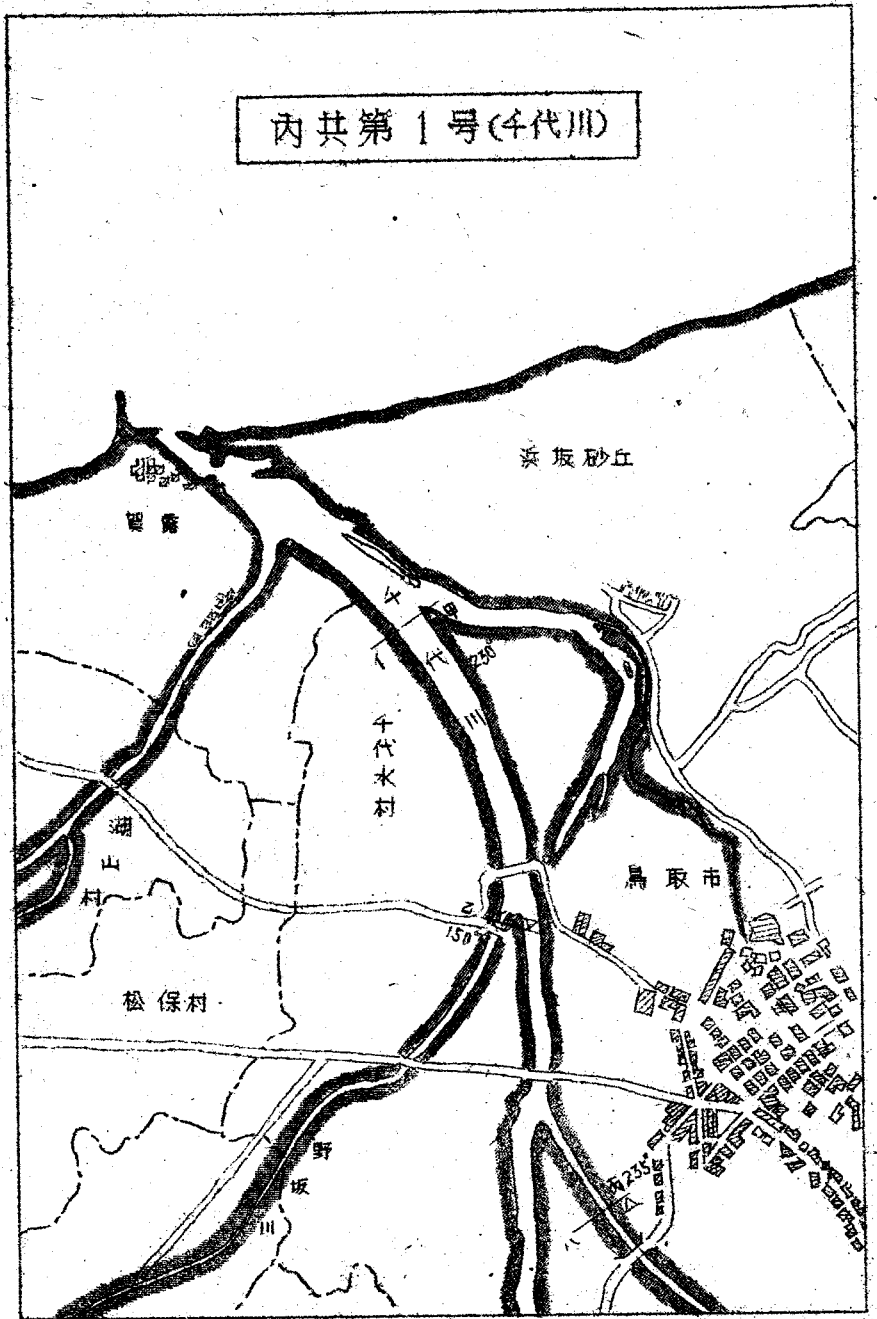
漁場區域

甲、イを結ぶ線より上流の東郷湖及び乙、ロを結ぶ線より下流の東郷川

四漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期
漁業の種類 漁獲物の種類 漁業の時期

しじみ漁業	しじみ	十一月一日から 十二月三十一日まで
採藻漁業	せきしようも 其の他藻類	十一月一日から 十二月三十一日まで

内共第1号(千代川)



第二種
わかさぎ刺網漁業 わかさぎ
十一月一日から
翌一月三十一日まで

第三種
ふな地びぎ網漁業 ふな、こひ
十二月二十八日から
翌二月二十八日まで
ふな手繰網漁業 ふな、こひ
十一月一日から
十二月三十一日まで
雑魚船びき うなぎ、ぬかえび、
網漁業 しらうを
十一月一日から
十二月三十一日まで

第五種
こひ漁業 こひ
十一月一日から
十二月三十一日まで
ふな漁業 ふな
十一月一日から
十二月三十一日まで
うなぎ漁業 うなぎ
十一月一日から
十二月三十一日まで

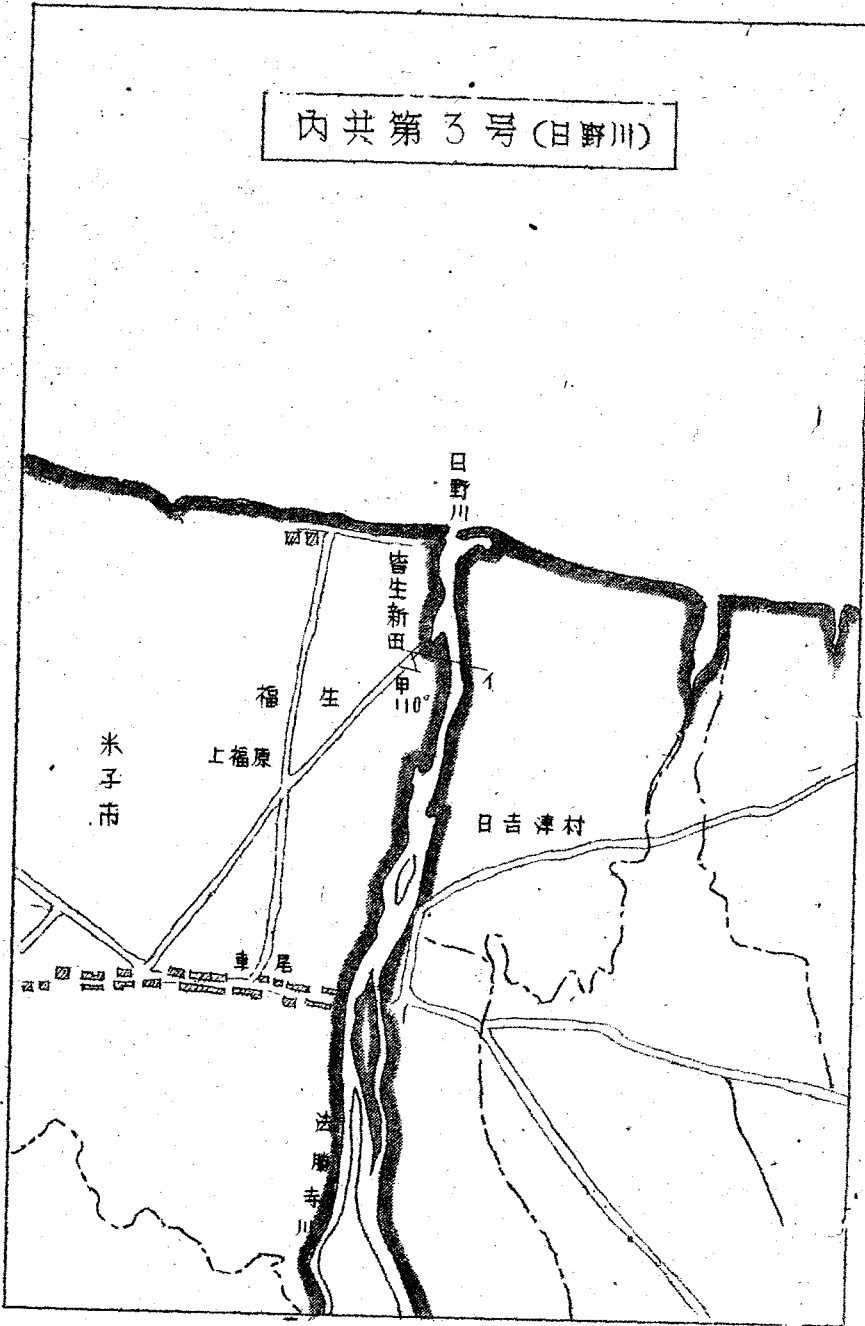
田条件制限
第五種こひ漁業及びふな漁業は、投網、四ツ手網、刺網及び竿釣漁法によるものとす

第五種うなぎ漁業は、うなぎ延縄、うなぎ釣、うなぎ筒及びうなぎ四ツ手網漁法によるものとす

内関係地区
鳥取縣東伯郡東郷松崎町、花見村、淺津村、長瀬村、橋津村及び舍人村
二、申請期間
昭和二十六年八月二日から同年八月十五日まで
三、漁場圖

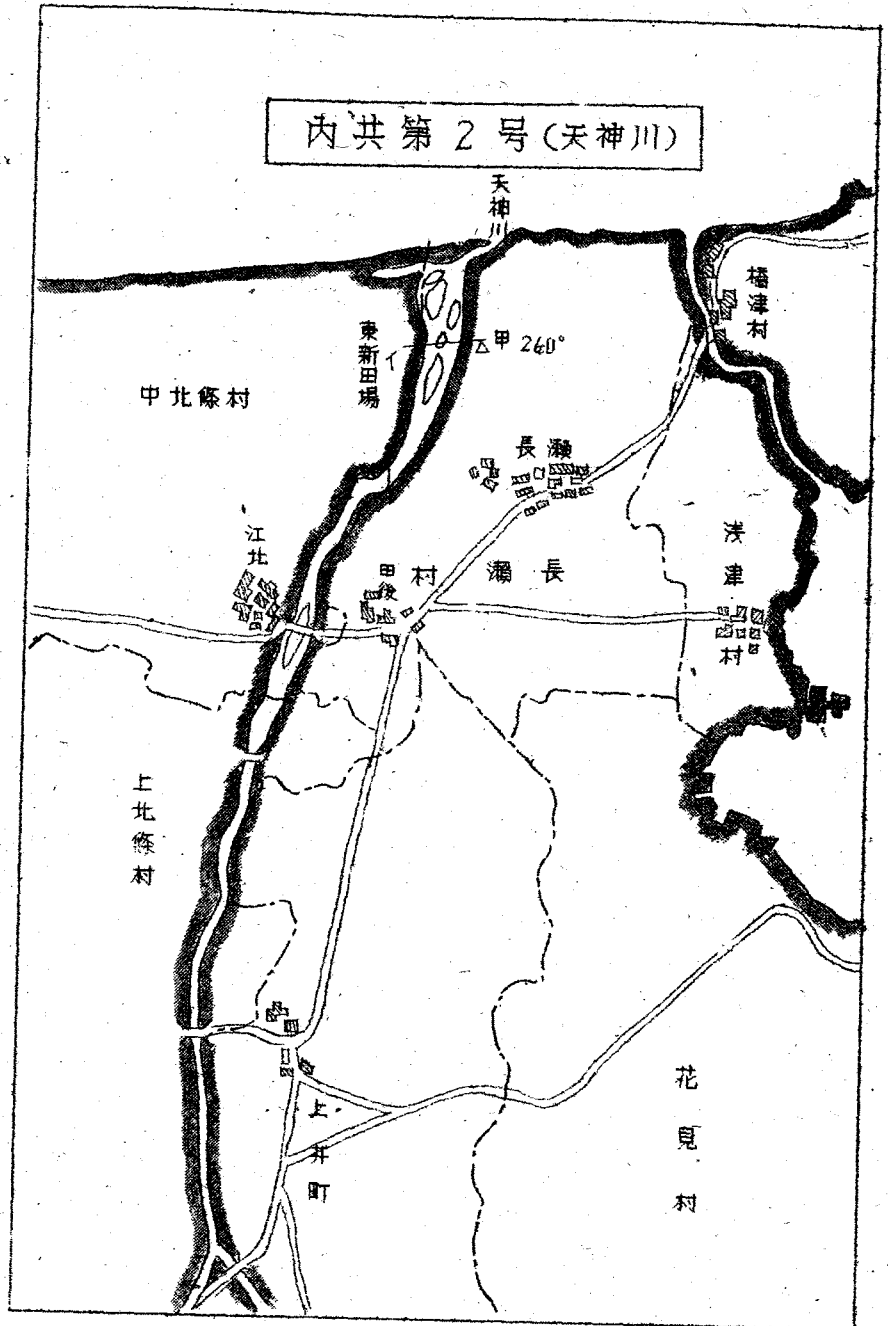
00270

内共第3号(日野川)

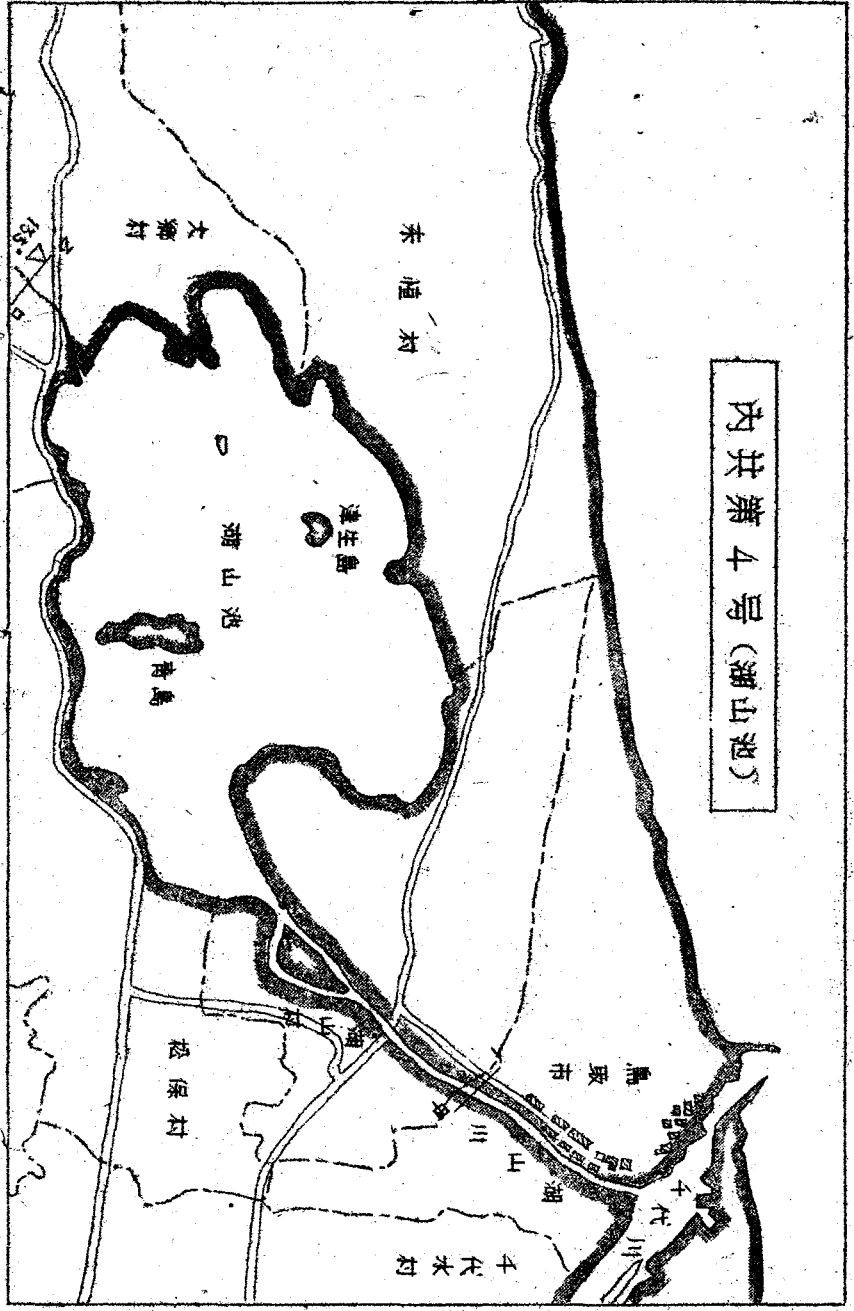


00269

内共第2号(天神川)

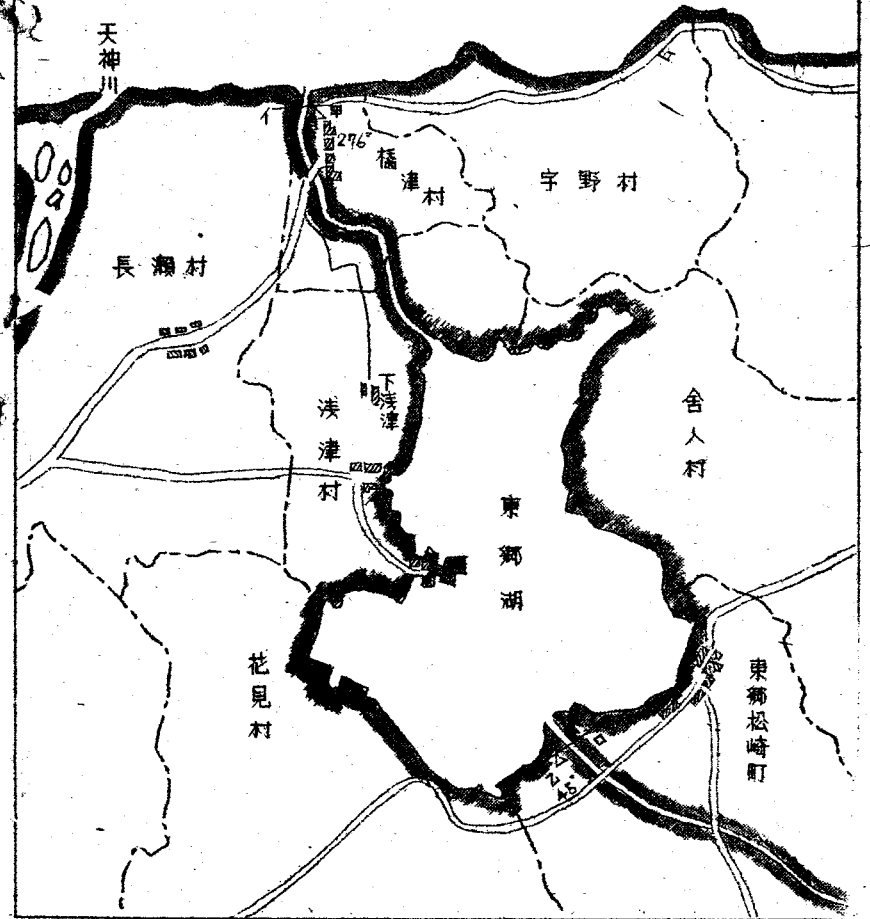


内共第4号(湖山池)



Handwritten notes and markings on the left side of the page, including some illegible characters and a vertical line.

内共第5号(東郷湖)



鳥取縣告示第三四六號

漁業法施行法(昭和二十四年法律第二百六十八號)第一條第二項及び漁業權の消滅時期の指定に関する政令(昭和二十六年政令第四百四十八號)の規定に基づき漁業權の消滅時期を次の通り指定する

昭和二十六年八月二日

鳥取縣知事 西尾 愛治

一、左の表に掲げる漁業權の消滅時期は昭和二十六年九月一日とする

漁業權の種類	免許番號
專用漁業權	第二六九號より第二七二號まで、第二七四號、第二七六號、第二七八號、第二八〇號、第二八一號、第二八三號より第二八五號まで、第二八七號、第二八八號、第二九五號、第二九八號、第三〇一號、第三〇四號、第三〇八號、

特別漁業權

區画漁業權

定置漁業權

- 第三三二號、第三六一號、第一、二五〇號より第一、二五二號まで、第一、二五五號より第一、二五七號まで、第一、二五九號、第一、二六〇號、第一、二六二號、第一、二六三號、第一、二六五號、第三、一〇六號より第三、一一一號まで、第四、七二七號、第五、〇二一號、第五、〇九八號、第五、二六三號、第五、四六九號、第五、六七三號、第五、七二三號、第五、七四四號、第六、〇二六號、第一九二號、第二〇一號、第二〇八號、第二一九號、第六〇〇號、第六〇三號、第六一二號
- 第二二三號、第二二六號、第二二七號
- 第二六號、第二七號、第三七號より第三

四九號まで、第五二號、第五三號、第五六號より第六七號まで、第六九號より第七六號まで、第七八號より第八九號まで、第九三號、第九四號、第九六號より第九九號まで、第一五四號より第一五六號まで、第一九一號、第二〇二號、第二〇九號、第二二二號、第二二八號、第六〇一號、第六〇二號、第六〇四號、第六〇五號、第六一〇號、第六一一號、第六一三號より第六一六號まで

二、前號に掲げる漁業権以外の漁業権の消滅時期は、昭和二十七年一月一日とする。

鳥取縣公報

昭和二十六年八月二日
号 外 木曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

選舉告示

◇選舉告示第四号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取県農業委員会委員選挙につき第一選挙区において次の通り立候補の届出があつた。

昭和二十六年八月二日

鳥取県農業委員会委員選挙第一選挙区選挙長 秋 本 重 治

届出月日	委員		候補者		
	候補者氏名	党派	職業	性別	
昭和二十六年八月二日	森本武夫	無所属	農業	男	
昭和二十六年八月二日	細田繁正	無所属	農業	男	
昭和二十六年八月二日	太田阿佐	無所属	農業	男	
				生年月日	
				住 所	
				明治三八、三、六	気高郡松保村大字里仁二六八ノ二
				明治三六、一〇、二八	気高郡逢坂村大字山宮一七四
				明治四四、一、二二	気高郡瑞穂村大字日光二七八

◇選舉告示第四号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取県農業委員会委員選挙につき、第二選挙区において、次の通り立候補の届出が

あつた。

昭和二十六年八月二日

鳥取県農業委員会委員選挙第二選挙区選挙長 牧田叔人

届出月日	候補者氏名	党派	職業	性別	生年月日	住	補	者
八月二日	福井 堯	無所属	無所屬	男	明治四〇年八月二三日	東伯郡西郷村大字伊木八五一	候	員
			厚生 院事務 長				補	者

◇選挙告示第四号

昭和二十六年八月二十一日執行の鳥取県農業委員会委員選挙につき、第三選挙区において、次の通り立候補の届出があつた。

昭和二十六年八月二日

鳥取県農業委員会委員選挙第三選挙区選挙長 池本 征

届出月日	候補者氏名	党派	職業	性別	生年月日	住	所	氏	名	生年月日	住	所
八月二日	野坂千代壽	日本社 会党	農 業	男	明治三七年 一月五日	西伯郡字田川村大 字西尾原一〇八番 地二	野口貞治	野口貞治	明治三二年 二月二日	西伯郡字田川村大 字稻吉八五番地		
八月二日	美谷邦安	無所属	大山村長	男	明治三二年 三月一三日	西伯郡大山村大字 宮内一五九番地	伊澤百伸	椎木 精	大正二年 一月一六日	西伯郡大山村大字 赤松一三九一番地	西伯郡大山村大字 前三一六番地	

昭和二十六年八月二日印刷
昭和二十六年八月二日発行

鳥 取 縣 公 報

(昭和四年四月十五日) 發
第三種郵便物認可

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町